

奈良県告示第四百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、田原
土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつ
た。

平成二十九年二月十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	東尾 善弘	奈良市矢田原町一一二四
上田 晃司	沓掛町三七五	上田 晃司
竹内 秀興	此瀬町四二〇	竹内 秀興
巽 一郎	柿ノ川町七三〇一二	巽 一郎
大西 英征	中貫町一〇〇一一	大西 英征
上田 恭彦	水間町三八三一	上田 恭彦
大西 寛昭	矢田原町七七四	大西 寛昭
大川 和夫	一五四	大川 和夫
瀬戸 一郎	乙三〇〇	瀬戸 一郎
岡田 一夫	八一二	岡田 一夫
大谷 正利	和田町二八二	大谷 正利
池田 茂一	八一九	池田 茂一
南 武	七〇三	南 武
辻 博司	一三三四	辻 博司
中西 一男	六七一	中西 一男
奥田 善一郎	別所町六〇九	奥田 善一郎
大東 宏光	長谷町一三二三	大東 宏光
中西 義信	南田原町八八	中西 義信
竹西 長士	大野町一一六一一	竹西 長士
的田 孝文	日笠町一三〇四一一	的田 孝文
垣内 啓次	中之庄町四五八	垣内 啓次
稻葉 啓次	横田町一六〇一	稻葉 啓次
東田 大徳	茗荷町二〇一	東田 大徳

二																	監事	浦城 寛之	中西 和夫												
役員の役名、氏名及び住所	就任役員の役名、氏名及び住所	理事	上田 晃司	奈良市沓掛町三七五	此瀬町四二〇	大野町一一六一一	矢田原町一二二四	乙三〇〇	和田町二八二	別所町六〇九	水間町三八三一一	日笠町一三〇四一	八五〇	榎崎 隆文	西屋鋪 富男	森嶋 薫	樺崎 隆文	西屋鋪 富男	須山町四九二	日笠町八七											
大西 英征	稻葉 啓次	巽 茂男	辻 博嗣	岡田 一夫	中西 一男	上田 恭彦	奥田 善一郎	大谷 正利	池田 茂一	瀬戸 一郎	大西 寛昭	大川 和夫	南 武	竹内 秀興	的田 孝文	東尾 善弘	上田 晃司	宮坂 義治	永岡 正弘	東村 豊史	巽 茂俊	徳西 利和	樺嶋 佳宏	森嶋 薫	樺崎 隆文	西屋鋪 富男	浦城 寛之	中西 和夫			
中貫町 一〇〇一一	日笠町 一三〇四一	柚ノ川町 二六六一一																									須山町四八七	誓多林町一三三三一	茗荷町一一八六	須山町四九二	日笠町八七

II II II II II II II II 監事 II II II II II II II

大東 宏光　竹西 長士　山中 好明　垣内 宏　東田 大徳　中西 和夫　浦城 寛之　榎崎 隆文　西屋鋪 富男　永岡 正弘　中森 進　豊史 彰　宮坂 義治　奥田 勉　檍 佳宏

須山町五九一	此瀬町二五九	中貫町六四一四	水間町四六六一一	榎原町一六六七	長谷町七二八	日笠町八七	誓多林町一三三三二	須山町四八七	茗荷町二〇一一一	横田町一六〇一二	長谷町一〇二八一	中之庄町四五八	南田原町八八
--------	--------	---------	----------	---------	--------	-------	-----------	--------	----------	----------	----------	---------	--------